

平成二十年五月十三日受領
答弁第三四一号

内閣衆質一六九第三四一号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び八について

警察庁としては、御指摘の愛媛県警察による調査は、所要の調査体制により十分な期間にわたり、同県公安委員会からの逐次にわたる指導を受けつつ、厳正に行われており、当該調査の結果については、信頼性が確保されているものと認識している。また、平成十八年度の同県警察に対する会計監査においても当該調査の結果と異なる事実は確認されなかったことから、御指摘のような同県警察に対する調査を行うことは考えていない。

二について

警察庁としては、御指摘の愛媛県警察による調査に関しては、同県警察により調査結果報告書が作成され、公表されたものと承知している。

三について

御指摘の会計検査院による実地検査の結果、決算検査報告に掲記された事項はなかったものと承知して

いる。

四について

警察庁においては、御指摘の会計検査院による実地検査の状況を記録した文書を作成していない。

五について

御指摘の警察庁による愛媛県警察に対する会計監査に関する会計監査責任者は、当時の警察庁長官である漆間巖である。

六について

警察庁においては、御指摘の警察庁による愛媛県警察に対する会計監査の状況を含め、平成十八年度に実施した会計監査の状況に関して、「平成十八年度会計監査実施結果報告書」を作成し、公表した。

七について

警察庁としては、愛媛県警察に対して実施した平成十八年度の会計監査の結果、捜査費の執行の一部に執行手続上の問題等は認められたものの、平成十七年一月二十日に行われた仙波敏郎巡查部長による記者会見での申立てに係る事実を含め、捜査費が私的に費消された事実又は組織ぐるみで不適正に使用された

事実は認められなかったとする同県警察の調査結果と異なる事実は確認されなかったところであり、御指摘のように同人に対して懲戒処分等が行われていないことが同県警察において偽領収書の作成による捜査費の私的な費消が行われていることを意味することとなるものではないと考えている。